

ウカ—ウキ

治屋・濱屋などして船宿あり。』とある。

ウカハイシ 鵜川石 能美郡鵜川に産する石材。萬治元年の定書に、『長屋塙下石垣之儀、人持歴々たりと雖、向後於築直は、川石・鷹栖石・宇川石之類、此外に茂勝手に能石を以て野づらに可致。』とある。鵜川石は後に訛つて小川石といふた。

ウカハガハ 鵜川川 鳳至郡太田原に發するものと、柏木に發するものと合流し、鮭尾・宮田を経て山田に至り、本木より來るものを併せ、瑞穂・柿生・小垣を経て、鵜川の海に入る。一名山田川。流程二〇軒。能登名跡志に、『此鵜川を登れば、山田の郷といひて二十五村あり。此鵜川に限り鰯を釣る。外になきことなり。』とある。

ウカハジユウニケイ 鵜川十二景 鳳至郡鵜川附近の十二景を數へたもので、天神森曉鴉・導幣遠櫻・火宮新鴉・夫婦石香魚・稻谷流螢・善光山白雨・實掌山眺望・中島明月・圓山微雪・小倉崎暮帆・蛭子崎寒樹・山田橋青嵐とする。菅原神社・導幣神社・火宮・夫婦石・寶藏寺・善光山・淨覺寺・中島・圓山・小倉崎・蛭子崎・鵜川橋としたものも之に同じい。又別に天神森曉鴉・櫻木老杉・火宮新鴉・夫婦石香魚・稻谷流螢・善光山白雨・實掌山梵鐘・中島明月・圓山微雪・小倉崎歸帆・達摩田落雁・温井城址・晴嵐を選んだものもある。

ウカハジヨウ 鵜川城 鳳至郡鵜川にあつた。越登賀三州志に、『諸橋郷鵜川村館迹は即ち此村日蓮宗淨覺寺の後の山をいふ。能登日記には、鵜川村端天滿宮神門海岸に立てり、其右とあり。今方三千歩許存すとなり。相傳、温井備中の弟温井兵庫居たりと。又云、藤岡

平右衛門と云郷士居たりと。並無傳。』と記する。

ウカハシヨウシユウ 鵜川小集 一册。鳳至郡鵜川北村松山編。松山の亡長次子北村菊潭・多田軒水、その他親近交友の詩を集めたもの。嘉永二年刊。

ウカハテラ 鵜川寺 ↓ユウセンジ 涌泉寺。
ウカハテンマングウ 鵜川天滿宮 鳳至郡鵜川に鎮座し、今は菅原神社といふ。式内等舊社記に、『鵜河天神社。諸橋郷鵜河村鎮座。鵜河天滿宮。』とあり、能登名跡志には、『氏神天滿宮は大社にて、神主梅田氏也。毎歲十月七日は八講會として、近里六ヶ村に十二名の當屋あり。供物には御饗餅を備ふる也。祭禮の日十二名連座に拜殿に座す。時に谷屋村の藤八といふ者上座する也。扱鵜川村に傳兵衛といふあり。此者の方へ七度使を遣す也。八度目に傳兵衛出合ふ也。是を七度半の使といふ。それより傳兵衛拜殿の正面に座し、神主中神樂あり。祈念濟みて御饗餅の大なるを持出で、當屋の者翌年の當屋へ渡す時、傳兵衛を初めて、例年より御饗餅數としていどる事や、二時許にして、漸く詔入て、小餅としてさき餅二十添る也。それより神酒を祝ふ也。是を鵜川の餅祭といへり。』と記する。此のいどり祭は今も十一月七日に行はれる。

ウカハノモチマツリ 鵜川の餅祭 ↓ウカハテンマングウ 鵜川天滿宮。
ウカハハツケイ 鵜川八景 鳳至郡鵜川附近の景勝で、小倉崎の歸帆・丸山の暮雪・城上の晴嵐・島田の落雁・夫婦石の夜雨・天滿の夕照・櫻木の秋月・淨覺寺の晚鐘を稱する。

ウカハホ 鵜河保 鳳至郡に在つた。四月三日附(付札應永十八年)沙彌道祐の御奉行所に宛てた注進狀に能登國鵜河保とある。

ウカヒ 鵜飼 珠洲郡直郷に屬する部落。能登名跡志に、『鵜飼。飯田より上りの馬次なり。家數百八十軒許あり。此村に昔は郡奉行在在ありて、其頃は大獵場にて繁昌せし也。』とある。

ウカヒイシ 鵜飼石 寶曆元年の能登紀行に、『前波村(鳳至郡)の内に大師の經塚あり。石をも一見せしに、一石每一字宛書あり。鵜飼石とは是也。』とある。謠曲の鵜飼に『妙なる法の御經を一石に一字書きつけて』といふ文句があるから、能登でさうもいふたと見えるが、經石といふ方が普通である。

ウカヒガハ 鵜飼川 源を珠洲郡大町泥木小字大町に發して東南流し、小字泥木に於いて東に向かひ、樞原を經、鵜飼に至つて海に注ぐ。流程凡そ十九軒。

ウカヒキチザエモン 鵜飼吉左衛門 水戸藩士。安政五年十二月十八日幕府より大聖寺藩へ預人となり、之を江戸邸に權置したが、六年九月廿七日改めて幕府に引渡され、後死に處せられた。
ウカヒミヨウゴンジキ 鵜飼妙嚴寺記 一巻。珠洲郡鵜飼村妙嚴寺の縁起である。
ウカヒメシヤ 宇加姫社 鳳至郡宇加塚に鎮座し、豐受大神を祭つた。邑名から生じた社號である。
ウカマツリ 宇賀祭 舊十一月晦日に行ふ稻荷祭である。信仰者は稻荷社に詣で、赤飯と揚豆腐とを獻げ、又は之を自家の屋上に置いて稻荷神に供へた。元祿十三年版珠洲之海

六八

に、『宇賀まつる日の加賀三ヶ國勤文。花紅葉雪車の歩みも世豊に 信徳。』今も能登で十二月十一日漁業者が之を行ひ、加賀では十二月十五日をおか祭といつて僕婢の出代を行ふ所がある。

ウキダイツケイ 浮田一蕙 京都の畫人。安政五年十二月十八日その子松庵と共に、大聖寺藩に御預となり、その江戸邸に權置されたが、安政六年十月七日所拂に處せられた。

ウキダキユウカン 宇喜多久閑 知行千五百石。慶長十九年三月七日高山南坊・内藤徳庵等と共に天主教信者たるを以て、前田利常によつて京師に送られ、板倉伊賀守へ引渡し、同年九月二十四日阿媽港へ放逐された。

ウキダヒテイヘ 宇喜多秀家 慶長十一年四月前備前・備中・備後の領主宇喜多秀家、その長子八郎・次子小平次及び僕隸十人と共に八丈島に流され、夫人は前田氏に復歸した。この夫人は利家の女孃で、利長の妹であつたのである。秀家は關ヶ原の役に西軍の將であつたが、敗後薩摩に遁れたので、島津忠恒は兌長老によつてその罪を赦されんことを請うたに、八年死一等を減じて駿河久能に放たれ、是に至つて更に南島に謫せられたのである。後前田氏は幕府の許可を得て物資を宇喜多氏に贈つたが、その品目の記録は綱紀の享保二年にも存し、爾後慶應三年に至るまで時その事があつた。八丈島ではその宗家のみ宇喜多氏を稱し、他は皆浮田に改めてゐた。明治二年二月九日朝廷秀家の裔孫九郎等同族七人の罪を赦し、命じて之を加賀藩に屬し扶助せしめられた。↓サハハシチヨウダユウ 澤橋長太夫。